本契約書のひな形をダウンロードいただきありがとうございました。

本契約書はあくまで「たたき台」ですので、本契約書の最後に記載の使用方法・注意事項をご確認ください。

金銭消費貸借契約書

　貸主●●●●（以下「甲」という）、借主●●●●（以下「乙」という）及び連帯保証人●●●●（以下「丙」という）は、甲が乙に対し以下の約定により金員を貸し付けることに合意したので、本契約を締結する。

（消費貸借の合意）

第１条　甲は、乙に対し、本日金●●●万円を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

（利息等）

第２条　前条に基づく貸付金（以下「本貸付金」という）の利息等については、次のとおりとする。

⑴　利率　　　　　　　年●．●パーセント（年３６５日日割計算）

⑵　支払時期　　　　　元金と利息一括

⑶　遅延損害金利率　　年●●パーセント

⑷　弁済期　　　　　　令和　　年　月　　日

（支払方法）

第３条　乙は、甲に対し、前項の期限までに、第１条の金員全額及び第２条の利息金を持参又は送金して返済する。

２　乙は、前条第4号の期限前に、本貸付金を一括にて返済することができる。この場合において、乙は、甲に対し、何らの損害賠償義務を負わないものとする。

（期限の利益喪失）

第４条　乙又は丙に次に掲げる事項の一つにでも該当する事由が生じたときは、何らの通知、催告がなくとも当然に、乙は一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、直ちにその債務を弁済する。

⑴　乙が本契約に基づく債務の一つについてでも、その履行を遅滞し、又は違約したとき。

⑵　支払の停止又は破産、民事再生、会社更生手続若しくは特別清算の申立てがあったとき。

⑶　手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

⑷　仮差押え、仮処分、強制執行若しくは任意競売の申立て又は滞納処分のあったとき。

（届出義務）

第５条　乙及び丙は、次の事項について、当該事項発生後直ちに甲に対し通知しなければならない。

⑴　住所の移転

⑵　勤務先、職業の変更

（公正証書の作成）

第６条　乙及び丙は、本契約締結後●日以内に、本契約と同一の約定による執行認諾文言付公正証書を作成する。

２　前項の公正証書作成に要する費用は乙の負担とする。

（連帯保証）

第７条　丙は、本契約に基づき、乙が甲に対し負担する現在及び将来負担する一切の債務について、乙と連帯して保証債務を負い、その履行については本契約に従う。

（費用負担）

第８条　本契約の締結に要する印紙その他の費用は乙の負担とする。

（合意管轄）

第９条　甲、乙及び丙は、本契約に関する訴訟その他の法的手続については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

　上記合意を証するため、本契約書２通に各自が署名捺印の上、甲乙各１通これを所持する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　貸主甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　借主乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連帯保証人丙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

【使用方法・注意事項】

本契約書を「たたき台」として、企業様がこれから締結されようとしている契約書に抜け漏れがないか等ご確認を頂ければと思います。

ただし、本契約書はあくまで「たたき台」です。

それぞれの契約には、適宜、取引相手との間で守ってもらいたい事項、リスクとなる事項等が存在することが一般的です。

直法律事務所では、取引をされる契約書のレビューはもちろんのこと、契約書を使いこなしていただくために契約書の解説も行って納品をいたします。もし、締結される契約書の内容にご不安がありましたら、お気軽に直法律事務所までご連絡をください。

直法律事務所は、会社を良くしていきたいと考える企業様を全力でサポートします。

～顧問サービスのご案内～

直法律事務所の顧問先企業様には、本契約の他にも、法律改正に応じた１００を超える契約書や社内書式を共有し、未然に法律トラブルを防止する体制を敷くように整えていきます。

顧問サービスにご関心がおありの企業様におかれましては、当事務所までお問い合わせを頂ければと思います。